

第65号議案

春日市特別職の職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

会計年度任用職員制度の創設等に伴う関係条例の規定の整備に併せ、特別職の職員に係る退職手当の支給方法に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

春日市特別職の職員退職手当支給条例(昭和34年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条中「一般職の」を「春日市職員退職手当支給条例の適用を受ける」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。